

平成24年度第1回江東区外部評価委員会

1 日 時 平成24年6月28日(木)
午後7時10分 開会 午後8時30分 閉会

2 場 所 江東区役所7階第73会議室

3 出席者

(1) 委員()は欠席

安 念 潤 司	木 村 乃
藤 枝 聡	(大 塚 敬)
桑 田 仁	牧 瀬 稔
山 本 かの子	(篠 田 正 明)
山 口 浩	梅 村 小百合
坂 井 優 子	田 中 真 司
吉 田 正 子	

(2) 事務局出席者

政 策 経 営 部 長	寺 内 博 英
企 画 課 長	長 島 英 明
計 画 推 進 担 当 課 長	奥 村 健 治
財 政 課 長	武 田 正 孝

4 傍聴者数 0名

5 会議次第

1. 開会

2. 委員の紹介

3. 議題

(1) 委員長・副委員長の互選について

(2) 所掌事項について

- (3) 委員会の運営について
- (4) 小委員会の設置について
- (5) 行政評価システムの概要及び日程等について
- (6) 区財政の現状と課題について
- (7) その他

4. 閉会

6 配付資料

- ・ 席次表
- ・ 資料 1 江東区外部評価委員会 委員名簿
- ・ 資料 2 江東区外部評価委員会設置要綱
- ・ 資料 3 江東区外部評価委員会について
- ・ 資料 4 外部評価委員会の運営について（平成24年度）（案）
- ・ 資料 5 江東区外部評価委員会の運営に関する取決め
- ・ 資料 6 江東区行政評価システムについて
- ・ 資料 7 平成24年度 行政評価のスケジュール
- ・ 資料 8 江東区外部評価委員会 日程
- ・ 資料 9 平成24年度当初予算における行政評価結果反映事業一覧
- ・ 資料 10 平成24年度当初予算における行政評価結果反映状況について
- ・ 資料 11 区財政の現状と課題について

- ・ 参考 1 施策評価シート 記入方法
- ・ 参考 2 行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート 記入方法
- ・ 参考 3 事業概要一覧（平成24年度 施策別）
- ・ 参考 4 江東区データブック 2012

午後7時10分 開会

○事務局 皆さん、こんばんは。定刻を過ぎましたけれども、これから第1回の江東区外部評価委員会を開会いたします。私、政策経営部長の寺内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、本年度第1回目の委員会ですので、委員長、副委員長が選任されるまでの間、私のほうで議事を進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況ですけれども、本日は、大塚委員、篠田委員から欠席の連絡をいただいております。

それでは、委員のご紹介をさせていただきたいと思います。お手元の資料1に委員の名簿がございますので、ご参照願います。本年度から梅村小百合さん、坂井優子さん、田中真司さん、吉田正子さんの4名の方が新たな委員としてご就任いただいております。

改めまして、全委員のご紹介をさせていただきたいと思います。恐縮ですけれども、名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立のほどお願いいたします。

まず、安念潤司委員でございます。

○安念委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局 木村 乃委員。

○木村委員 木村です。よろしくお願いいたします。

○事務局 藤枝 聡委員。

○藤枝委員 藤枝と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 桑田 仁委員。

○桑田委員 桑田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 牧瀬 稔委員。

○牧瀬委員 牧瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 山本かの子委員。

○山本委員 山本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 山口 浩委員。

○山口委員 山口です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 梅村小百合委員。

○梅村委員 梅村です。よろしくお願いいたします。

○事務局 坂井優子委員。

○坂井委員 坂井です。よろしくお願いいたします。

○事務局 田中真司委員。

○田中委員 皆さん、こんばんは。田中でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 吉田正子委員。

○吉田委員 吉田正子と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局 なお、委員の皆様の委嘱につきましては、恐縮ですけれども、席上へ委嘱状を配付してございますので、これをもちまして委嘱にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局のほうの幹部職員の紹介をさせていただきます。

企画課長の長島でございます。

○企画課長 長島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 計画推進担当課長の奥村でございます。

○計画推進担当課長 奥村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 財政課長の武田でございます。

○財政課長 武田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をお願いいたします。席上に配付してございます会議次第に、配付資料の一覧がございます。大変量が多くて恐縮ですけれども、資料につきましては、右の上に資料番号を振ってございますので、資料の一覧とご照合いただきまして、ご確認をいただきたいと思っております。不足がございましたら、申しつけください。

また、議題にはございませんけれども、ご担当の施策の施策評価シート、それからそれに関する参考資料、あわせて席上に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題のほうへ入らせていただきます。

まず、委員長、副委員長の互選についてを議題といたします。先ほども申し上げましたけれども、本日は第1回目の会議ということで、委員長と副委員長につきましては、改めてご選出いただくということになってございます。事務局といたしましては、昨年度に引き続き、委員長は安念委員、副委員長を木村委員をお願いいたしたいと考えてございますけれども、いかがでございましょうか。

(拍 手)

○事務局 それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、早速ですけれども、安念委員は委員長席に、木村委員は副委員長席にお座りいただきまして、以後の進行は安念委員長のほうにお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 委員長にご推挙いただきました安念でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

実は私、去年も委員長だったんですが、ちょっと体調を崩してしましまして、当時の委員の皆さんに大変ご迷惑をおかけしましたし、とりわけ、木村先生にはずっと事実上代行していただいたような形で、ほんとうにご迷惑をおかけいたしました。今年は、今年はと言っても、もうすぐ私も還暦ですので、いつお迎えが来るかわからない……、まあ、生きている間はせいぜい遅刻をしないように努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

じゃ、木村先生からも一言。

○木村副委員長 改めまして、木村です。資料2というのがありまして、江東区外部評価委員会設置要綱第5条の3項に、「副委員長は、委員長を補佐し」というのはいいんですけど、「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき」という、縁起でもないことが書いてあります。その縁起でもないことが決して起こることがないように、それだけは切に願ひながら委員長の隣に座らせていただきたいと思います。ひとつご協力ください。よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、ここから私で進行させていただきます。お手元の議事次第、会議次第に従って進めてまいります。議題(1)は終わりましたので、(2)所掌事項についてというのを事務局からご説明ください。

○事務局 それでは、私のほうから、資料2と3を使いまして、所掌事項ということでご説明させていただきます。

資料2「江東区外部評価委員会設置要綱」をごらんいただきたいと思います。ポイントをちょっとご説明をさせていただきます。

まず、設置、第1条でございますけれども、江東区長期計画における施策の行政評価の実施に当たり、区民の視点に立った評価を行うため、本委員会を設置するものでございます。

第3条、組織でございますけれども、委員会は、次に掲げる者から、区長が委嘱する委員13人以内をもって組織するというので、学識経験者7人以内、区民6人以内という形になってございます。

続きまして、第4条、任期でございますけれども、委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げないということになってございます。

続きまして、第5条、委員長及び副委員長でございますけれども、こちらはただいまあったとおりでございます。委員の互選により選出するというのでございます。

続きまして、ちょっと飛びまして、第7条、小委員会でございます。委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮り小委員会を置くことができるということになってございます。

次の裏面をご参照いただきたいんですが、そのうちの3項、小委員会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名するという形になっております。また、小委員会の委員長は、委員が互選する等でございます。

以上が資料2でございます。

次に、資料3をご参照いただきたいと思います。「江東区外部評価委員会について」ということで、これは改めての確認ということになってございます。

まず、外部評価委員会の目的といたしましては、長期計画における施策の行政評価の実施に当たり、区民の視点に立った評価を行うことを目的としております。

また、2番の評価結果の取扱いでございますけれども、外部評価委員会での評価を踏まえ、区長は各施策に対する評価を行う。この評価結果に基づき、施策の実施のあり方の見直しを図り、必要に応じて予算等への反映を図る。

後ほどご説明いたしますけれども、各所管による一次評価を受けまして、皆様方、外部評価委員の方々による外部評価、これを受けまして、区としての二次評価を決定していく、こういう流れになってございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

説明は以上でございます。

○委員長 この件について、何かご質問等ございますか。

では、後でまた何か疑問の点があったら、蒸し返していただいて結構です。

それでは、議題（3）で、委員会の運営についてを議題といたしましょう。事務局、またご説明ください。

○事務局 それでは、資料4と5を使いまして、委員会の運営についてをご説明申し上げたいと存じます。

まず資料4でございます。「外部評価委員会の運営について（平成24年度）（案）」となっているものでございます。また、表の中で、下線部分、こちらが今年度新たに実施する、去年と違った部分ということでご理解いただきたいと存じます。

まず1番目、各委員は、ヒアリング開始30分前に集合し、委員同士の意見交換を行うことができるということになっておりまして、昨年、皆様方には30分前にご参集いただいております。この理由といたしましては、委員の中で質問がダブったりとか、あと、私はこの部分をやりたいとか、その辺の調整をしていただくというところでございますので、ご協力をお願いできればというふうに存じます。

続きまして、ヒアリングについてでございますが、施策の主管部長から、当該分野の現状と課題、今後の方向性。このようなものがお手元に配付されていると思っておりますが、こちらのほうがヒアリングシートになるわけでございます。施策の主管部長から、これに基づきまして当該分野の現状と課題、今後の方向性などを説明する。あともう1つ、同じようなペーパーで配ってございますけれども、これが本年度から新たに加わったペーパーでございます。22、23年度の行政評価に対する取り組み状況、こちらのほうもあわせて提出いたします。2年間行政評価を行いまして、それに基づいて所管がどのような形で対応したかということがわかる表になってございます。こちらの2つのポイントをまず主管部長から5分以内で説明を行いまして、その後、各委員と質疑を行うという形でございます。1回当たり2施策を2時間単位で行うわけでございますので、1施策1時間ぐらいということでお考えいただければというふうに思います。

続きまして、次の○でございますけれども、ヒアリングに出席する説明者は、原則、施策の主管部課長及び関係部課長とするということで、すみません、これももう一回これをごらんいただきますと、一番上のほうに主管部課、関係部課と書いてある欄がございますけれども、こちらのほうが出席するという形になります。ただし、関係部課長は主管部課長が認める場合に限り、出席しないことを可とするということで、こちらの表をつくるのが主管部課長がメインになってつくるわけございまして、関係部課長というのはいろいろと関係してくるわけなんです、非常に温度差、濃淡があるということがございますので、主管部課長の判断によりまして、あなたは出なくても何とか私どものほうで対応できるよというようなときには出席をしない形の取り扱いを今年度からさせていただこうと思っております。次に、また、主管課及び関係課に属する係長職員は、所属の課長が説明者として出席する場合、同席し発言することを可とするということで、昨年までは基本的に

は管理職、部長か課長が答弁をするという形でもございましたけれども、委員長からご提言を受けまして、部課長よりももっと現場を知っている係長のほうが、ほんとうにそのストライクなところがわかるんじゃないかというところがございまして、この一文を加えさせていただきます。ただ、出るかどうかというのは、所管課長または所管部長の判断ですので、全く出てこないということも考えられますが、一応こういう規定を入れたということでございます。

あと、こちらには書いてございませんけれども、昨年までは発言するときはマイクを使って発言をしていたんですが、もう少し発言しやすくなるかなというようなことで、きょうも集音マイクを置いてございますけれども、今年度はこういう形で質疑を行わせていただくかなというふうに思っております。つきましては、各班の班長さんにおかれましては、適宜、アイスブレイクなどによりまして、発言しやすい雰囲気をつくりつつ会議を進めていただければというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

続きまして、各委員は、ヒアリング終了後、概ね3日後までに外部評価シートを事務局まで提出するものとするということでございます。ご説明はさせていただいておりますけれども、終わった後にシートをつくっていただくんですが、3日後までに事務局のほうに提出、原則的にはメールでいただければ。メールがちょっと無理ですよという場合はファックスのほうで事務局あてに送っていただければというふうに思います。

続きまして、各委員から提出された外部評価シート及びヒアリング中の議論等をもとに、小委員会で評価案を作成の上、各委員に提出するものとする。なお、最終案は、第6回外部評価委員会において決定するというようなことでございます。

あと、こちらに書かれてございませんけれども、昨年まではこういう平日の夜に行っていたわけでございますけれども、傍聴者がほとんどなかったということもありまして、今年度は土日開催、必ず各班土日が入ってございますけれども、どれだけ傍聴者の方がお見えいただけるかどうか不明なんですけど、それで今年度はやらさせていただこうというふうに思っております。

これが資料4の説明でございます。

続きまして、資料5「江東区外部評価委員会の運営に関する取決め」という形のご説明でございます。内容的には、委員会の公開と、あと、傍聴の関係が書かれてございます。

まず、2項でございますけれども、委員会は公開とするということでございます。

あと、4項で、傍聴の手続ということでございます。委員会を傍聴しようとする者は、

委員会が開催される30分前までに申請してくださいということでございます。(2)「傍聴券の交付は、委員会の当日、次により行う」という中の②でございますけれども、傍聴の定員、これは後ほどご説明いたしますが、希望者が定員を超えた場合には区民を優先するというふうな規定でございます。

次のページに移っていただきまして、5項でございますけれども、こちらに傍聴者の定員を10人とするというようなことでございます。

続きまして、3ページのほうに移っていただきまして、10項でございますけれども、傍聴者の委員会資料の閲覧。委員長は、委員会を開催するときは、委員会資料を傍聴者の閲覧に供するものとするということでございます。

続きまして、11項、報道機関の取扱ということで、報道関係者は、公開の委員会を傍聴することができるというような規定でございます。

次に、12項、会議録の作成ということで、委員会終了後、速やかに会議録を作成する。

また、14項、会議録の公開でございます。区ホームページ、または、こうとう情報ステーションにおいて閲覧に供するというようなことでございます。

続きまして、最後、4ページでございますけれども、その他事項、16項でございますが、委員を複数の班に分けて委員会を開催する場合、この取決めに「委員長」とあるものは「班長」に読み替えることとするというようなことで、こちらのほうが運営に関する取決めのポイントでございます。

以上、私からの説明でございます。

○委員長 運営につきまして、何かご指摘をいただくことはございませんか。

では、今ご説明をいただいたとおりにやってみましょう。ありがとうございました。

傍聴の方はいらっしゃらないんですか。——はい、わかりました。

では、次、(4)小委員会の設置について、お諮りをいたします。

昨年度に引き続き、限られた時間の中でございますので、効率的に評価の取りまとめを行うために小委員会を設置いたしたいと考えております。委員につきましては、ある程度専門的な作業も想定されますところから、引き続き、評価経験者である木村委員、藤枝委員、大塚委員及び私の4名にお任せをいただくということでいかがでございましょうか。これは取りまとめをするということでございます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、さよう取り計らうことにいたします。

次に、(5)番目ですが、行政評価システムの概要及び日程等についてを議題といたします。事務局よりまたご説明ください。

○事務局　それでは、ちょっとお時間をいただきまして、資料6から10を用いまして、行政評価システムの概要及び日程等についてということでご説明をさせていただきたいと存じます。当然、わかっているよという委員の方も相当数いらっしゃると思いますが、ちょっとお聞きいただければということでございます。

まず、資料6「江東区の行政評価システムについて」でございます。1番の長期計画と行政評価システムということで、右側にピラミッドの表がございます。最上位に江東区の基本構想、これは概ね20年後の区の将来像と施策の大綱を決めたもので、平成21年3月に策定してございます。左側に、(1)江東区の計画の体系ということで、江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」、こちらが基本構想の理念という形になってございます。

その基本構想を実現するための行政施策としまして、長期計画ということで、これが基本構想を具体化するための10カ年計画というふうな形で策定されてございます。平成22年3月、一昨年3月に策定したものでございます。その中で主要事業、これはまた後ほどご説明いたしますけれども、69の主要事業をこちらに掲げてございます。その下、各事務事業ということで、これは予算編成とか執行に直接かかわるものでございますけれども、これが約900、事務事業として設定してございます。

続きまして、(3)長期計画の期間でございますが、長期計画の計画期間は平成22年度から31年度までの10カ年としております。なお、そのうち、22年度から26年度までを前期、27年度から31年度までを後期といたしまして、施策実現に関する指標ですとか主要事業につきましては、前期の最終年度である平成26年度を目標年度としております。

続きまして、施策の構成でございますが、次のページをお開きいただきたいと思います。下段のほうに長期計画の施策の構成ということで書いてございます。ちょっと小さな字で恐縮でございますが、簡単にご説明申し上げますと、これは施策1「水辺と緑のネットワーク」というところ掲げてございますけれども、まず「現状と課題」というところで、施策の現状と課題について記入してございます。次に、「施策が目指す江東区の姿」という下段でございますが、これは10年後の姿をここに掲げてございます。その下、「施策実現に関する指標」ということで、現状値と目標値ということで、こちらの目標値は前期の終了時点の目標値、あと現状値ということで掲げてございます。右にいきまして、「施策

を実現するための取り組み」ということで、こちらのほうは施策ごとに複数の実現するための取り組み、より具体的な取り組みの内容ということでこちらに掲げてございます。その下に、主要事業といたしまして、特に重点的に取り組んでいく事業ということで、これ例えば3事業ということになります、全体で69事業をこちらに掲げている、こういうような構成になってございます。

続きまして、3ページ、長期計画の施策体系でございますけれども、右側に江東区長期計画ということで、施策〔34〕から事務事業〔約900〕まで書いてございます。施策〔34〕となつてございますけれども、これに「計画の実現に向けて」という3施策が入りますので、全体としては37施策という形になります。その下に、手段・目的ということで、施策を実現するための取り組み、先ほどより具体的な取り組み内容とご説明申し上げた部分でございますが、これが〔95〕、その下に〔約900〕ということでございます。施策体系といたしましてはこうなつてございますけれども、あくまでも施策を実現するための目的として、手段として事務事業があるということでございますので、ローリングしながら、事務事業を評価して、施策を評価する中でその事務事業を見直すことによって施策を実現していくというふうな形になってございます。事務事業の積み上げが施策になっているわけではございませんで、施策を実現するために事務事業をくっつけていくと、こういうような形でございます。これが3ページでございます。

続きまして、ちょっと飛びまして、9ページまでいただいておりますでしょうか。その間のものはまた追つてご説明申し上げます。評価の対象でございます。長期計画に定める施策（「計画の実現に向けて」を含める）ということでございますけれども、2年で全施策の評価を行うということでございます。24年度、今年度は22年度に外部評価を実施した施策を対象とするということで、次のページをご参照いただきますと、10ページのほうに、左側から施策の大綱、基本施策、施策、外部評価対象施策というふうに書いてございます。この施策というのが、37ある、皆様方に評価をしていただく施策でございます。その右隣、外部評価対象施策ということで、こちらのほうが今年度実施する施策、全部で18になりますが、丸がついているところが今年度実施するところでございます。

続きまして、11ページでございますけれども、(4)24年度の変更点、これは先ほどもちょっと触れさせていただいた部分とかぶるわけでございますけれども、まず1点目でございます。評価経験者委員によるヒアリングの実施ということで、班別のヒアリングに加えまして、「計画の実現に向けて」、10ページを見ますと一番下の3つになりますけれども、

そのうちの、今年は「区民の参画・協働と開かれた区政の実現」になるわけですが、こちらは各施策の推進の基礎となる内容であるため、全評価経験者によるヒアリング、先ほどの4名の先生方ですが、こちらのヒアリングをさせていただきたいというふうに考えてございます。ちなみに、一昨年、22年度は、これは班別の中に加えてやりました。昨年度は全委員による評価という形でやったわけですが、より専門的だということで、今年は評価委員4名によるヒアリングのほうで行わせていただこうというふうに思っております。②につきましては、先ほどご説明いたしました取り組み状況説明シートを加えたということでございます。

続きまして、(5)実施方法でございます。スケジュールでございますけれども、本日、6月28日がガイダンス、あと、7月にヒアリング、8月に評価結果のまとめで、平成25年の3月には結果の報告と。これはまた後ほど簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。

それで、下のほうに班別に書いてございますけれども、こちらが評価していただく委員の皆様の班でございます。あと、担当する施策。あと、右側に事務局担当者というふうに書いてございますけれども、これは企画課の職員が各班別に担当を決めてございます。例えば、1班で言えば、加納と藤田という形でございます。次の13ページを見ていただきたいわけですが、こちらのほうが各班の連絡先、ファックスなりメールアドレスが書かれておりますので、こちらのほうとご連絡をとっていただくとか、またこちらから各班の先生方につきましては企画課のほうの班別にご連絡をとらせていただくというような形でございます。

12ページの下段のほうになりますけれども、表の終わった1つ目、2つ目は先ほど説明しておりますので、3つ目、外部評価委員は基本的には以下の視点に基づき評価を行うということで、外部評価委員の視点ということで何点か書いてございます。施策の目標に対して成果が上がっているか等々でございます。しかしながら、私ども、特に公募区民の皆様につきましては、区民目線で十分にその辺の評価をしていただければというふうに考えておりますので、当然この視点に立っていただくのは結構なんですけど、より区民の目線で評価していただければありがたいかなというふうに思っております。

続きまして、③番、評価の取りまとめでございますけれども、これも先ほどとちょっと重複いたしますが、各委員から提出された外部評価シートをもとに、委員長及び各班の班長による小委員会で評価案を作成の上、各委員に提示します。最終案は、第6回外部評価委員会において決定するというところでございます。

続きまして、(6)評価結果の取扱いでございますけれども、資料7をご参照いただけますでしょうか。こちらに基づきまして、スケジュールを含めてご説明をさせていただきたいと存じます。上が外部評価、下が内部評価というふうになってございます。真ん中に、一次評価、二次評価という形でございますけれども、本日、6月28日ということで、外部評価のほうは第1回のガイダンスということでございます。7月に班別のヒアリングを行いまして、その間に小委員会による評価結果の調整、それと並行いたしまして内部評価のほうでは、企画課長、計画推進担当課長による主管・関係課長のヒアリングを同時に行っております。外部評価は8月の評価のまとめを受けまして、内部評価のヒアリングとあわせまして、第二次評価の評価案を作成していくという形でございます。それを、右に移りまして、経営会議、これは区の上層部のほうの会議でございますけれども、こちらのほうにかけまして、二次評価案を確定して、その下のほうに矢印がございますが、各所管課では来年度予算にそれを要求していく。右のほうに移りますと、その評価の結果を「長期計画の展開2013（素案）」。「素案」から「案」で、発行という形になってございますけれども、「長期計画の展開2013」というのは、主要事業の実施状況ですとか施策評価等をこちらのほうに掲げてございます。こちらのほうを作成していくというような感じで進んでいくということでございます。

続きまして、資料8に移らせていただきます。こちらのほうは皆様方にもうご通知してある外部評価委員会の日程となっております。改めましてご確認の上、ご出席をいただければというふうに存じ上げます。

なお、右側のほうに説明者と書いてございますのは、あくまでもこれは施策の主管部長と主管課長が書いてございますので、先ほどご説明しましたように、このほかに関係の部課長も出席、もしくは係長が出席をしてくるというような形でございます。

あと、この表には書いてございませんけれども、小委員会ですね。評価経験者の委員にはご通知申し上げてありますけれども、7月26日と8月7日にもお願いしたいところでございます。

あともう1点、今回、すべての班、土日開催を入れてございます。当然昼食が挟まるわけでございますけれども、こちらについては事務局でご用意はいたしませんので、昼食の時間には各自、お近くに食べに行かれるか、もしくは買ってくるか、お持ちになるかという形で対応していただければというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

これが資料8でございます。

続きまして、資料9でございますけれども、こちらのほうが「平成24年度当初予算における行政評価結果反映事業一覧」ということでございます。23年度の二次評価まで出たものをどのように予算に反映したかということで、一覧として掲げたものでございます。施策、事業名から、取り組み・見直しに反映した評価ということで右のほうにずらっと書いてございます。

ちょっと1点ご訂正いただきたいんですが、取り組み・見直しに反映した評価の一番右側でございます。「事務事業二次評価」、これは「(案)」というふうに入っておりますけれども、これは確定してございますので、「(案)」を消していただければと存じます。

これが、後ほどごらんいただきたいわけでございますが、一番最後の6ページをお開きいただきますと、まとめた金額が書かれてございます。新たな取り組みといたしまして、1億7,200万余、事業の見直しといたしまして2億5,400万余でございます。新たな取り組みで大きなところということでご案内申し上げますと、5ページをお開きいただきますと、施策番号32、民間建築物耐震促進事業、こちらのほうが新たな取り組みということで7億4,800万余ということで、これは外部評価を加えて変更してございます。また、見直しの部分では、1ページをお開きいただきますと、施策番号4、ごみ収集運搬事業ということで1億4,700万余、これは22年度の外部評価を踏まえて見直したというところで、特徴的な部分をご紹介させていただきました。

これを数字にまとめましたが、次の資料10でございます。施策番号1から34、あとは3つですね、37まで、どのような形で数として見直したかということがこちらの表に掲げてございます。上のほうで、「施策」の次に「事務事業数」と書いてございますが、合計欄を見ていただきますと、932事業、そのうち、その右でございます。「行政評価反映事業数」ということで、合計欄を見ていただきますと、43という数字がございまして、これが見直した数字でございます。そのうちの右側の「(15)」というのが、その43のうち外部評価の結果を踏まえて見直したもの、43のうちの35%に当たる15事業で外部評価を取り入れて見直したという形でございます。その次、「反映があった施策構成事業数」というのは、施策の中で行政評価を反映して見直した事業数がどれだけあるかというのを掲げたのがこの数字でございます。網かけの部分は見直しがかかっていないという形です。合計数を見ますと、679事業、こちらのほうが見直した施策としての事業数の合計数でございます。

それに基づきますと、一番右でございますけれども、「反映があった施策における見直し事業割合」ということで、679分の43という形になりますが、6.3%が、見直した施策の中の事業数としての中で見直した割合という形の数字になります。このような形で反映をさせていただきましたということでございます。

以上が、行政システムの概要及び日程等ということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。行政評価システム及び日程等につきましては以上のとおりですが、何かご質問やご指摘であるとかございませんか。

○委員 非常にわかりやすいんですが、少し速いと思います。皆さん、どうお感じになられたかわかりませんが、意見として。すみません。

○事務局 申しわけございません。

○委員長 何かおわかりにならなかったことはございますか。よろしいですか。

○事務局 すみません、後でもう一度ごらんいただきまして、わからないところをご質問いただければと思います。

○委員 読んでみます。ありがとうございます。時間も限られていますので。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○事務局 委員長、すみません。ちょっと説明が漏れましたので、追加させていただきます。

資料11の下に、参考ということで、参考の1、2、3というふうに添付してございます。こちらのほうは、先ほど一番初めにご説明申し上げました施策と、あとは取り組みということが参考1と参考2になってございます。これはなぜ参考にさせていただいているかと申しますと、広げていただきますと、このような形で各所管課のほうには記入をお願いしておりますというような形ですので、何が書いてあるかというところをご確認いただくと、こういう形で私どものほうから各所管のほうにお願いしてあるということでございます。

例えば、左側、3-1でございますけれども、施策に影響を及ぼす環境変化ということで、5年前から現在までということで、5年を一つの基準にしておりますので、昨年、特に22年度、2年前になります。そうすると、2年期間がたっておりますので、それから5年後ということですので、こちらのほうが2年前と比べると変更になっておりますというようなことがおわかりいただけるかなと。

あと、右側のほうにいていただきまして、6番、一次評価というところでございますけれども、これが2年前も同じような評価が当然出ております。今回もその2年前の評価をベースに当然評価がされておりますけれども、この2年間という期間、あとはその取り組みの中で反映されたものがこの中にも当然出てきてしかるべきだということで、同じ場合もありますけれども、当然もう変わっている可能性があるということで、参考として掲げてございます。

同じような形で、今度は参考2でございますけれども、今回こちらのほうは初めて各所管課で作成した表ということで、どのような形で所管課がこちらのほう、特に右側でございますけれども、取り組み状況を記入したかということで、こういう形で記入しましたよというのがこれをごらんいただくとわかるかなと思ひまして、参考として添付させていただいたものでございます。

続きまして、参考3でございますけれども、こちらのほうは、先ほど事務事業全部で932あると申し上げましたが、それをすべて網羅したものでございます。施策ごとにすべて、区でやっております事業、こちらの中に全部網羅してございます。ですから、皆様方がご担当の施策を見るときに、それを実現するためにこういうような事業をやっているんだというようなことでございますので、この施策をやるためにはこの事業というのはどうなのかとか、もしくはこの辺はもっと向上させたほうがいいんじゃないかなと、そういうところで施策評価の参考として、ベースとしてごらんいただくために、こちらを参考資料としてつけさせていただいたものでございます。

若干ゆっくり説明させていただきました。すみません。以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございます。

それでは、議題の(6)で、「区財政の現状と課題について」というのを事務局よりご説明をいただきます。

○事務局 それでは、私のほうから、資料11に基づきまして、江東区の財政状況ということでちょっとご説明をさせていただきます。

区の財政状況につきましては、初めてお聞きになる方もいらっしゃるかと思います。なるべくわかりやすくということで、区の財政を家庭に例えるとどうなるかということの視点でまとめた資料が資料11となつてございますので、ご案内の方には既にわかっているということであるかもしれませんが、ちょっとこちらのほうで聞いていただければというふうに思ひます。

この資料11は、江東区のさまざまな区のキャラクターが区の財政を説明するというような形でまとめたものとなっております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、表紙をめくっていただきますと、右側に目次が出てございます。全体の構成でございますけれども、まず1の収入と支出ということで、本区の財政状況を収入と支出で見た場合、どのような状況になっているかというのが第1点です。それから、2番目としまして、預貯金と借金ということで、区の預貯金に該当しますのが基金と言われるものでございます。それから、借金に該当する特別区債ということで、国で言えば国債のような形のものでございます。そういった預貯金と借金の状況はどうなっているのかというのを2点目にお示ししてございます。3点目といたしまして、それらの家計は健全か？ ということで、そうした収入や支出の状況、それから預貯金や借金の状況を踏まえた上で、では、江東区という家計は安全なのか、健全なのかということをもとめてございます。そして最後に、4点目といたしまして、今後の江東区の家計にはどういった事態が待ち受けているかということで、その課題についてまとめてございます。

それでは、以下、その目次に従いまして説明をさせていただきます。

もう1枚おめくりいただきまして、まず1ページをごらんいただきたいと思います。まずこちらは、収入と支出でございます。ちょっと細かい表で恐縮でございますけれども、まず収入でございます。一番上の表でございますが、平成14年度から区の歳入状況を示してございますけれども、資料記載のとおり、全体としては増加傾向にございます。この背景としては、区の人口が増加しているということがございます。なお、歳入の大きな割合を占めているのは、非常に細かくて恐縮でございますけど、下のほうの青い部分のところですね。特別区税と書いてあるところでございますけれども、皆さんにお支払いをいただいております住民税、そしてその上の黄色い部分の特別区交付金というのがいわゆる区の収入として非常に大きな部分を占めてございます。

区民税については既におわかりかと思っておりますので、特別区交付金について簡単にちょっとご説明をさせていただきます。この交付金につきましては、2ページのQ & Aの最初にありますけれども、都区財政調整制度という制度に基づく交付金というふうになってございます。これは何かと申しますと、いわゆる一般の市であれば市の歳入となります固定資産税ですとか市町村民税法人分といった三税があるんですけれども、その3つの税について、東京23区の場合は区の収入にはなりません。東京23区の場合は東京都が徴収して23区

にその55%を配分するといった形で、特別な制度になってございます。なぜこういった制度になっているかということなのでございますけれども、簡単に申し上げれば、1つは、東京としての大都市の一体性を確保するといったことで、つまり、お隣の区に行くと急にがたんと行政サービスが落ちるといことはまずいということがありまして、その調整を23区で図るといったこと。それからもう1つは、一般の市であればやっております、例えば消防ですとか上下水道、こういった事業を23区は東京都がやってございますので、そういった部分で異なっております。そのためにこういった都区財政調整制度という制度をもって財源の平準化を図っているといったものでございます。

繰り返しになりますが、特別区におきましては、先ほどの三税の45%が東京都にいきまして、55%を各区の財政状況に応じて配分するといった形になってございます。この特別区交付金と住民税が、先ほどのグラフになりますけれども、本区の半分を占める財源となっているのがおわかりいただけるかと思います。残りの収入は、例えば、本来ですと国や都で行うべき事業を区が行うことによって区がそれを収入として国や都からの支出金として収入しているものであったり、もしくは前年からの繰越金であったり、また、後で申し上げますけれども、預貯金を取り崩して歳入にしているもの、こういったものが収入となつてございます。

昨今の状況として、1点ちょっとご注意いただきたいんですけれども、1ページの上の表で、ちょっと細かいんですけれども、内訳のところを見ていただくと、青色で示している特別区税ですが、平成22年度は前年の21年度と比べて減となっております。これは経済状況の影響で減になっているわけなんですけれども、江東区としては人口がふえているにもかかわらず税収が入ってこないといった状況になってございます。あわせて、23年、24年度を見ていただきますと、今度は黄色い部分、特別区交付金がやはり前年度より減となっております。これもあわせて、やはり経済状況によりまして固定資産税等が入ってこないという部分がありまして、なかなか人口がふえても税収が実は上がらないんだといった部分が見てとれるかと思います。

次に2点目で、支出、いわゆる出のほうはどうかといった部分でございます。支出については、どのように分類するかということで、大きく2つに分けて説明をさせていただきます。まず①は目的別、これは予算の上では款と言いますので、款別と書いてございますけれども、その目的別の支出内訳となっております。中段の表でございますけれども、その目的別の支出で見ますと、福祉ですとか子育ての民生費ですとか、それから防災対策

ですとか地域振興の総務費、また、教育費の割合が支出が多くなっているところが読んでいただけるかと思います。非常にこの部分が割合としては大きくなってございます。ほかの部分はその他ということで括られてございますけれども、ここには例えば健康増進とか環境対策の衛生費ですとか、公園、道路関係の土木費ですとか、産業振興費、議会費などが含まれているといった形になりますけれども、この特徴としては、やはり民生費が突出しているといった部分が非常に大きな特徴となっております。

次に、その下の性質別でございます。今度は先ほどの目的別とは違いまして、性質から大きく3つに分けているものでございます。その3つと申しますのは、1つは義務的経費と申しまして、これは例えば法令の規定ですとか性質上どうしても支出が義務づけられているようなものでございます。例えば、容易に縮減することが難しい人件費ですとか扶助費、こういったものが義務的経費でございまして、2つ目が投資的経費ということで、これは例えば施設建設などインフラ等、社会資本の形成に役立つものでございます。あとはその他というふうに、大きく3つに分かれてございます。少し細かいんですけども、この義務的経費というのは、大きく分けると、人件費と扶助費と公債費に分かれるんですけども、投資的経費と申しますのは、例えば普通建設事業費だとか災害復旧費といったものがあります。こちらも資料を見ていただければおわかりかと思いますが、やはり義務的経費の増加傾向が顕著であるといった部分でございまして。特に生活保護ですとか児童福祉、高齢者、身体障害者などの扶助費の割合が非常に高くなっているといったのが特徴となっております。これがまず収入と支出の状況でございまして。

次に、3ページをお開きいただきたいと思っております。次は、家計で言うところの預貯金と借金がどういう状況かというところでございまして。

まず最初に、預貯金ですけれども、これは区の財政で言いますと、基金がそれに当たります。上から3行目以降に書いてございますけれども、簡単に言いますと、例えば不況になって税収がガクンと落ち込んだ場合、先ほどの特別区税ですとか特別区交付金の歳入がガクンと落ちた場合であっても、落ちたからそれでは区民サービスを下げますよというわけにはいきませんので、そういった場合には当然預貯金を取り崩して歳入に充てるという形になります。ですので、その部分を、不足分は預貯金を取り崩して入れて、それで行政サービスを保つといった役割を果たしております。逆に言いますと、税収がいいときにはその基金のほうに積み増しをしまして、将来の不足に対して備えているといった形の財政運営をしております。これが預貯金の部分でございまして。

次は、起債でございます。起債は先ほど述べましたように、国で言えば国債に当たるものでございます。会社で言えば社債というようなものでございます。債券を発行して借金をすることによって区の歳入とするものでございます。そもそも、例えば預貯金があるにもかかわらず何で借金するのかといったご意見もあるかというふうに思いますけれども、こちらは資料の3ページの上から7行目以降にございますけれども、例えば学校改築などの一度に多額の財源を必要とする場合に預貯金を取り崩してしまいますと、大幅に残高が減ってしまいますので、非常に家計的には大きな影響を与えます。こういった場合には、簡単に言うとローンを組んで、毎年少しずつ返済しますよといったことで、健全な財政運営を図るといったことでございます。

今の起債の役割につきましては、4ページの下段のほうのQ&Aにもありますけれども、こうした学校改築などの大きなものにつきましては、現役世代だけではなく、将来世代も学校は使うわけですので、将来の方にも負担を負っていただくということで、世代間で公平を図る、負担を公平にするという役割を起債は持っているといった形で平準化をしておりますといったところでございます。

なお、これまでの預貯金と借金の状況につきましては、3ページのグラフで示したとおりとなっております。平成20年度に預貯金が借金を大きく上回りました、443億円のプラスといった形になってございますが、近年では景気低迷によりまして区税が減ってございまして、どうしても預貯金が減りまして、借金が多くなっているといったのが読んでいただけるかというふうに思います。

なお、3ページの最後に記載をしてございますけれども、今後は生活保護費ですとか保育費などの先ほど言いました扶助費が増大してきます。それから、公共施設の改築需要もございまして、借金がいずれは預貯金を上回る見込みになってございます。この点については、また後ほど説明をさせていただきます。

では、次に5ページをお開きいただきたいと思います。これまでの収入と支出の状況、それから預貯金と借金の状況を踏まえまして、では、江東区の家計は健全なのかといったものを示したものでございます。

財政の健全性という意味では、実は幾つかの視点があるわけなんですけれども、これは簡単に2つだけ申し上げます。1つは、(1)にありますけれども、経常収支比率というものでございます。この経常収支比率といいますのは、6ページのQ&Aのほうに書いてございますけれども、ちょっと細かく書いてございますが、簡単に言いますと、財政構造の弾

力性を示す総合的な指標となっておりまして、先ほどの区民税ですとか特別区交付金などのいわゆる経常的な財源を分母といたしまして、人件費や扶助費などの経常的な経費がどれだけ充当されているかということでございます。非常にざっくり言えば、経常的な収入に対して経常的経費がどのくらいあるのかといったものを示してございます。分母と分子の差が少ないと経常収支比率が高くなりますので、つまり、収入の多くが支出として出てしまう、余裕がなくなるといった経済状況になります。そうしますと、経常的な支出で手一杯になりますので、新たな区民ニーズに対応できないといった形になります。そうしますと、財政に弾力性が失われていくといった指標となります。

5ページのほうにお戻りいただきまして、この経常収支比率の数値は70%から80%が望ましいということになってございます。江東区の場合ですと、平成22年度の状況で見ますと、83.4%ということで、80%を上回っているんですけども、23区全体の平均では85.7%ということで、まだそれよりはややいい数値になってございます。なおかつ、表の下にございますけれども、全国の市町村の平均を見ますと、実は91.8%ということで、非常に財政の硬直化が進んでいるというところが全国の状況では読んでいただけるかなと思います。

次に、もう1点の比率ということで、公債費比率でございます。これも6ページの下段に示してございますけれども、これもちょっといろいろ細かく書いてございますが、簡単に申し上げますと、地方自治体の標準的な状態での通常収入が見込まれる一般財源、一般的に入ってくるだろうという財源を分母といたしまして、公債費、これは簡単に言うと、借金の返済にどれくらい充てるかといったものでございます。この数値も結局は財政の硬直化をあらわす指標となっております。一般的には10%を超えないのが望ましいというふうにはされてございますけれども、グラフの下にあります、過去3年間の平均で20%を超えてしまうと、地方自治体では地方債の発行ができないといったような厳しい条件が課されることとなります。江東区の場合ですと、平成22年度は2.4%ということで、これも23区の平均の5.1%から比べますと低い数値ということになってございます。これもまた、全国平均では実は18.6%ということで、全国的に見ると非常に厳しい状況にあるという形になります。

以上、簡単でございますが、2つの指標を説明させていただきました。全国的な状況から考えると、江東区の財政は比較的安定しているというふうに言えるかと思っておりますけれども、ただ、課題も山積している状況でございますので、この辺については次の7ページ、8ページで簡単にご説明をさせていただきます。

7ページ、今後の家計と課題ということで、今後の江東区の家計についてどのような課題があるかということをもとめたものが、7ページ、8ページでございます。簡単に4点ご説明をさせていただきます。

まず1点目は、何と言っても、人口増への対応ということでございます。江東区につきましては、南部地域の開発等に伴いまして、平成17年ぐらいから毎年1万人ずつぐらい人口がふえているといった状況で、今現在は約47万8,000人という人口になってございます。平成19年6月、約5年前には44万4,000人でしたので、そのときから比べても3.4万人ふえているといった形になってございます。実は、今の推計によりますと、平成31年には54万人になるといった形でさらに伸びていくことが推計されてございます。こうした人口増というのが非常に江東区にとっては大きな宿命になっているといった部分でございます。当然でございますけれども、人口が増加すれば保育園ですとか学校など施設が必要になりますし、ソフト面の行政サービスも必要となってございますので、当然ながら、その裏づけとなる財政運営での対応が必要だといった形になります。ですので、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、人口がふえたからと言って必ずしも税収が上がっていくというわけではありませんので、そういった意味では今後の人口増と歳入については注意深く見守っていく必要があるというふうに考えてございます。

次に、(2)といたしまして、増加する扶助費への対応ということでございます。これも先ほど1ページのほうで説明をちょっとさせていただきましたけれども、支出としては、福祉ですとか子育ての民生費の割合が非常に高いということを申し上げました。また、義務的経費も増加傾向であるということも申し上げまして、特にその中の扶助費である生活保護ですとか児童福祉、高齢者の関係が割合が高くなっているというような状況でございます。江東区は全国的な人口減少とは異なりまして、人口が増加している希有な自治体でございますけれども、こうした扶助費の部分が確実にやはり増加をしておりますので、こうしたところはやはり財政を圧迫する大きな要因になっているといったところも2点目の課題となっております。

それから、3点目としましては、今後の改築需要ということで、学校ですとか保育園、それから文化センターなど、いろいろ区では施設を持ってございますけれども、当然、大規模改修ですとか改築などのメンテナンスを行っていく必要がございます。こちらもグラフで示しているとおおり26年度には普通建設事業費が増大することなどが予定されていまして、こういったことも財政的には非常に大きな課題となっているところでございます。

最後、8ページのほうにまいりまして、今後の預貯金と借金の状況でございます。こちらは今までご説明申し上げました支出の予定ですとか収入の状況を推計してきまして、どうしても預貯金を取り崩していかなければならない、借金をしていかなければならないといった状況で、平成26年度には起債現在高が基金現在高を上回るということで、借金のほうが多くなるだろうということ、非常に厳しい財政状況が予定されてございます。ですので、先ほど家計は健全か？ ということで全国的に見ればまだ安定していますよというふうに申し上げたんですけれども、今後のさまざまな財政需要を踏まえまして、まだまだ安心していただける財政状況ではないことがおわかりいただけるかというふうに思います。

こうした点を踏まえまして、区では昨年度、「江東区行財政改革計画」を策定いたしまして、安定した行財政運営に努めているところでございますけれども、今後も区民サービスをきちんと行っていくためには、将来を見据えた財政運営を行っていく必要があるという形になります。

以上、雑駁でございますが、江東区の財政について概要をご説明させていただきました。今後の外部評価に当たりましては、委員の皆様にはこういった江東区の財政状況も踏まえましてご議論をいただければと思います。私からは以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。それでは、何かご質問やご意見がありましたら、どうぞ。

○委員 普通建設費というのは何のことですか。普通じゃない建設費もあるわけですか。

○事務局 基本的に、名称という形になってしまいますので、何をもって普通かということはあるかと思えますけれども、簡単に言ってしまうと、投資的経費の部分を普通建設費という形で性質上の区分という形にしております。

○委員 具体的には。

○事務局 具体的には、例えば保育園をつくりますよとか学校をつくりますよ、そういった部分の建設経費が対象になってきます。

○委員 それは普通建設費。

○事務局 そうですね、はい。あと、今回でいくと、東日本大震災の関係で、本区においても南部地域ですとか影響が出ましたので、そういったところの災害復旧費、そういった部分も対象になっております。簡単に言うと、そういった工事とかそういった部分が普通建設費の主なものでございます。

○委員 普通建設費でない建設事業費は何なんですか。何という業務ですか。

○事務局 ある意味、修繕的なものについてはそこには入ってこないんです。例えば、庁舎の中で一部の部分がちょっと壊れたので、例えばエアコンの一部を修理しましたよとか、そういった部分については、普通建設事業費、要は投資的経費ではありませんので、違う区分になっています。同じ工事でもそういった形で分かれている形です。簡単に言うと、すごく大きな工事関係は普通建設費。

○委員 要するに、資本の取得に当たるようなものは普通建設費と言い、メンテに当たるようなものは、メンテでも細かいものは修繕費とかなんとかそういうふうに仕分けされると、そういうことですか。

○事務局 はい。

○委員 わかりました。

○委員 単純にお聞きしたいんですけど、公共施設、区の所有施設のメンテナンスと申しますか、これからの手を打たなければならない更新費用というのが、今までやってこなかったから、そのツケと言うと変ですけど、そういうようなのか。今までは順調にやってきたけれども、それでもさらにかかるとかという。何となく、耐震は別にしても、全体のイメージとして建物が古いような印象を持っているんですね、江東区は。ほかの区と比べますと。その辺のツケが出ているのかなという。そんなことはないんですか。

○事務局 大体、建物については10年で改修をして、20年で大規模改修をして、30年でもう一回改修をして、40年でもう一度大規模改修をして、50年で改築というのが、一つの大きなスタンスになっております。ただし、当然、財政運営の面などによって送ることがありますけれども、基本的にはそういったスタンスで考えています。今現在、ある意味、そういった改築なりをする需要が一遍に、そのころ建てたものが一遍に需要として来たという部分がありますので、どうしても費用として重なっている部分がありますので、やってこなかったということではないんですけども。

○委員 しかし、本区は豊かだ、豊かだと言っているうちに、だんだん米びつの底が見えてきましたね。早いものですね、使っていると。

○委員 3ページにありますグラフで、基金と起債がクロスした平成16年からの推移というの、どのように分析をされて、こうなってきたんでしょうか。

○事務局 すごく簡単に言ってしまうと、平成9年ぐらいから江東区でも行革という形でいろんな形で行革を行ってきて、なるべく経費を抑えてきたという部分の努力もあって、借金とかも減らしてきたと。その後、先ほど言ったとおり、人口増とかの関係もあり

ますし、特別区交付金の増という部分で歳入はふえたという形で、ここが随分伸びてきて、その分の財源を貯金として乗っけていた。そういう部分がありましたので、基金としての現在高は伸びていると。起債のほうにつきましては、償還していくものがあれば当然減っていきます。それにあわせて、減税補てん債、要は国の施策の中で減税のときに借金していいですよといった部分についても、ある程度財政的に余裕があったときに本区においては先に返してしまいましたので、そういった意味でこちらで言う起債の現在高も下がってきたという形で、財政の健全化が図れたという形になっています。

○委員長　　どうぞ自由にご発言ください。

○委員　　先ほどから、区民がふえるというお話なんですけれども、やはり企業とかの増減というのにも影響するわけですか。もうかっている企業があれば、その税金がふえたりとか。

○事務局　　先ほど申し上げた市町村民税法人分につきましては、特別区交付金ということで一たん都に行つて。ただ、それも当然ながら、景気の動向を受けますので、逆に言うと、その影響を受けた上で特別区に入ってきますので、その元が少なければ当然区に来るものも少ないということで、どうしても住民税ですとか先ほどの特別区交付金は景気の影響を受けやすいといった状況はあります。

○委員　　具体的に言いますと、昨今で言うと、アリオですとか、ららぽーとですとか、あいった商業施設がふえることによって、一度、区ではなくて都のほうに税金がいった、それが戻ってくるというイメージでよろしいんですか。

○事務局　　これは区別で算定するのではなくて、あくまで23区全体として見た上で、それで各区に割り振るといふ形になりますので、江東区にアリオができたからふえるとかということではないんです。

○委員　　そういうことではないんですね。ありがとうございます。非常によくわかりました。

○委員　　そういう意味では、江東区に本社機能が移ってきているところがありますよね。この前だと、りそなだとか。江東区に本社機能がふえると、その分で税収がふえるようなメリットというのはあるんですか。その辺、ちょっと。単純に思うと、そういう企業が来れば、その土地は潤うのではないかという単純な発想なので、申しわけないんですけど。

○事務局　　直接的には、先ほど申し上げている法人税分ではどうしても取っていかれてしまいますので、ないんですけれども、例えば、たくさんの方が集客をして、たばこを買っ

ていただく。実は、たばこ税というのの一部入るんですね。という部分ですとか、そういったところで、間接的なプラスはあるかもしれませんが、本社機能が移ったことによって非常に区の財源にどかっと入ってくるというようなものはないですね。間接的にということではあるかもしれませんが。

○委員　　そうしますと、アリオにしてもスナモにしても、できましたと。じゃ、そこに信号機をつけなければならないとか、陸橋をつけなければならないとか、そういう土木的な経費は区が負担したりする。逆に言うと、支出がふえてしまう可能性のほうがあるんでしょうか。

○事務局　　どこをプラスと見るかマイナスと見るかわかりませんが、例えば、当然、施設ができましたら、国道であれば国が整備します。都道であれば東京都が整備します。区道であれば区が整備しますということで、当然、それなりには経費の発生は出てくるわけでございますね。

○委員　　しかし、雇用がふえれば地元で……、地元に住み着けばですけどね。住民税、区民税は払ってもらえるという期待はありますね。

ほかはいかがですか。

○委員　　よろしいですか。聞いたことがあるんですけど、以前区役所は江戸資料館通りというところにあったというふうに聞いたんですね。そちらのほうに住んでいる方が、区役所が東陽町に移ってから江東区の中心は東陽町なんだと。とても東陽町が近代化されて、大きな建設会社とかそういった会社もできたりして、東陽町を語らずして江東区はないみたいなことを言われたんですけど、ほんとにやはり江東区役所があるということによって、東陽町の雰囲気はやっぱりアップしたと私は思っています。

○事務局　　この庁舎ができたのは昭和48年だったと思いますけれども、そのころは東陽町はほんとうに何もなかったと聞いています。それで、ほんとうに何も無いところに来て、今ほんとうにいろいろな会社が入るようになりました。そういった意味では、そのころの方に聞くと、ほんとうに東陽町は何もありませんでしたということはあると思います。あと、江東区というのは、深川区と城東区がくっついて江東区になったんですね。今の江戸資料館、白河出張所、あそこに前の庁舎があって、城東区は今の西大島の区民センターに城東区の区役所があったんです。それで、昭和48年にここに江東区役所として建物ができたということです。

○委員　　私は、実を言うと、平成8年にできた「まちなみ景観色彩ガイド」というのを朝

日新聞で見て、江東区に最後の住まいは必ず買って、江東区に住もうと思って、品川在住だった人間なんですけど、平成16年に、ついこの住みかを東陽町に求めて来た人間なんです
ね。

○委員 ついの住みかと決めていらっしゃるんですか。

○委員 はい。で、東陽町に来てから、ほんとうに江東区は吉方位だったようで、私、乳がんなんですけれど、区の検診で乳がんも発見していただいて、早期だったもので、この8月で5年生きたという。

○委員 それはよろしゅうございました。

○委員 はい。ですから、江東区が発展しないと、私の人生の完結はないと……。とても思い入れが強いので、よろしくどうぞお願いします。

○委員 まあ、人口がふえているのは、さっきもご説明があったように、もう急務ですね、確かに。23区の中だって、これだけの勢いでふえているところは多分ほかにはないんだけど、しかし、これは当然、江東区の間人間がやたらとこどもを産んでいるって、そういうわけじゃなくて、社会的な流入ですよ。とすると、大体においては生産人口が流入しているはずなので、そんなに生活保護がふえるかなと思うんですが、どうですかね。

○事務局 1つは、当然ながら、生産人口が入ってきているわけなんですけど、実はお子さんが非常にふえている。特に南部地域においては……。

○委員 ああ、マンションね。

○事務局 はい、マンションによって。それによって、保育園が足りなくなっている。でするので、保育事業、ある意味で扶助費がかかる。生活保護は今の全国的な流れですけども、江東区だけが生活保護がふえてきているというわけじゃなくて、全国的に生活保護自体はふえていると。なおかつ、江東区の特異な例としては、やっぱりこどもがふえているので、学校ですとか保育園にかかるものもあって、それでもって扶助費が……。

○委員 扶助費がね。こどもにかかるのはまだ投資だから、ひょっとすると将来金になるかもしれないし。だけど、生活保護について考えれば、これはもう非常に高齢化率と比例している話ですよ。どこだって高齢化はしているんだけど、江東区の場合はそういうふう比較的若い世代の人口の流入が多いだろうから、率としてはそんなに生活保護のほうはふえていないんじゃないかなという感じはするんですけど、そうでもないんですか。

○事務局 そうでもないですね。やっぱり1つは高齢化率というものもありますけれども、生活保護は、もう皆さんご案内かもしれませんが、昔はほんとうに高齢で年金がない方が

多かったんですが、今はある意味で若い方も受けているということがあって、生活保護の額自体がどんどん上がっているというのがあります。それから、高齢化率は高齢化率で、20%ぐらいだと思いますけれども、それは全国的なものともあまり変わりはないんですね。

○委員 そうなんですね。そういうものか。わかりました。

○委員 こういうのは区報には載るんですか。

○事務局 きょうお配りした資料11はきょうのためにおつくりしたわけで、これは特に載せてはいないです。

ちょうど、すみません、皆さんお手持ちの参考4ということで、「江東区のデータブック」というのがあって、そこの42ページに高齢者人口ということでたまたま載っていますので、ちょっと見ていただければというふうに思います。やっぱり高齢者の数は当然ながら、分母がどうなっているかという話もありますけれども、上がっているというのとは42ページのグラフでごらんいただけるかと思います。

○委員 随分、地区によって違うんですね。

○委員 建設費のピークというのは何年ぐらいに予測しておられるんですか。

○事務局 今のところは、先ほどの資料11の7ページにありますように、平成26年ごろにピークになるだろうというふうに……。

○委員 扶助費のピークはいつごろになると。

○事務局 扶助費についてはまだ、ここがピークで下がるというのはめどがまだ立たない状況です。例えば、こどもがいずれ少なくなつて、保育園が要らなくなるということもいずれ来ると思っています。ただ、今の段階だと、そこまで見切れませんので、そうすると、まだまだ扶助費は上がっていくだろうというふうに考えられます。

○委員 それはなかなか、しかし、見通しをつけにくい話ですね。

○事務局 昔のいわゆるニュータウンみたいなものができて、若い方がいっぱい入ってきて、お子さんが来て、だけど、ある程度すると当然高齢化してしまって、そこは高齢化したまちになってしまうというのがありますよね。ですので、いずれはそういうことも予見されるんですけれども、まだまだそこまでの状況じゃなくて、今はまだこどもがいっぱいいて、保育園や学校をつくらなければいけないといったところですね。

○委員 珍しい自治体ですね、そういうのって。

○委員 その平成26年を過ぎると、この建設費が下がってくるという。

○事務局 まだ人口増が見込まれますので、先ほど言ったとおり、保育園をつくったり、

学校をつくったりというのがある程度まだ見えていないという部分があります。ですので、その部分で、どうしても必要だとなれば、今見込んでいるよりも当然それが乗っかりますので、また次の山が出てくるかもしれない。そこはちょっとまだ見通しができないというところになっています。

○委員長　いかがでしょうか。

○委員　そういった意味では、経済状況があまりよくない時期には人口増は必ずしもいいということではないという。

○事務局　そうですね。一般的には、人口がふえれば当然税収がふえるでしょうというのが普通の考え方なんですけれども、先ほど申し上げましたように、なかなかそうならない場合もありますので、そこはちゃんと見きわめなければならないところですね。

○委員　今回、この26年度のクロスに非常にショックを今受けまして。委員長と同じ、すごい何かショックで。ありがとうございました。

○委員　母子世帯とかがふえて、助成金みたいな、そういうのはどういうところでふえたりしているのでしょうか。

○事務局　例えば、母子世帯で言いますと、児童扶養手当とかいろいろ手当がありますし、それから母子家庭の方が使えるサービスみたいなものもありますので、そういったものを、例えば国全体の児童扶養手当制度みたいなものもありますし、区の制度として持っているものもありますし、それが施策としていろいろ幾つか並んでいるような状況です。

○委員　そういうのが増加とか、そういうのも出ているんですか。

○事務局　そうですね。ですから、例えば、今、区で単独で行っているような事業について、そういった今後の歳入関係を考えると、このままであり続けるのかといったことも非常に問われてくるわけです。今やっているサービスだからといって、このままいいということではなくて、ある程度所期の目的が達成されればやめるということもありますし、逆に必要な部分を拡充していくということもありますので、ある意味で言えば、財政は決まっていますので、そこをどう振り分けるかというのが、いろんな施策の判断、まさにこれから皆さんに外部評価していただく中でのお考えだと思います。

○委員長　うまく話がまとめられました。要するにこういうことですか、もううかうかはしてられなくなったというので、皆さんのお力で大いに効率化を図っていただきたい、こういうことですか。

それでは、その他ですが、事務局から何かご連絡をいただくことはありますか。

○事務局　それでは、私から2点申し上げます。

まず1点でございますけれども、きょうたくさんの資料をお配りさせていただいております。お持ち帰りが困難な場合がございますけれども、明日事務局で机上に配付しております封筒に記載のご住所あてに郵送いたしますので、もしお持ち帰りが困難だという方の場合は席上に置いておいていただければご郵送いたします。

もう1点でございますけれども、席上に配付しております謝礼金の請求書でございますけれども、住所、氏名が記載されている方につきましては、間違いがないかご確認の上、ご印鑑を押印していただければというふうに思います。また、住所、氏名の記載のない方は、お手数ですが、登録される口座名義の住所、氏名をご記入の上、押印をお願いできればというふうに考えております。押印いただけましたら、そのまま席上に置いていただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長　ありがとうございました。

よろしゅうございますか。何かご質問は。どうぞ。

○委員　昨年度、それから一昨年度、この評価という作業をしてきていて、一昨年度も昨年度も評価結果の報告書の巻頭あたりにたしか記載はされたかと記憶をするんですが、評価するときにもいつも悩むことがあるので、一応その悩むことを共有しておこうかなというふうに思って、一言申し上げます。

それはどういうことかという、資料の中にもありましたが、資料6の12ページ。後ろから2枚目です。ここに、真ん中ほどに、先ほど課長のほうから、外部評価委員としてこれを気にせずに区民の皆さんには暮らしの目線でといったようなご説明がありましたけれども、ここに●が4つ書いてあって、1つ目に、施策の目標に対して成果は上がっているのかというふうにあるんですね。そこで注意が必要だというふうに、やりながらいつも悩んでいるんですが、あくまでも施策の目標として掲げられていることがうまくいっているかというふうに評価しなければいけないんですけど、ヒアリングをしていますと、施策の目標にかかわらず、やっていることそのものが、何かよさそうなことをやっているな、うまくいっているんじゃないかということで、よしみたいになってしまいがちなんですよ。それは無理もないところであって、1つ1つの事業や1つ1つのお取り組みでいいことがあった、あるいは皆さん方が暮らしのいろんな場面で身近な方がこういうことを言っていたけど、困った、困ったと言っていたことが、こういう事業がちゃんとできれば解決され

るなどかって、そういう実感を込めて、ああ、いいことだなとか、それは困るとか、いろいろあると思うんですが、あくまでも評価しようとしているのは、ここで既に計画として掲げられている施策の方向性に対してうまくいっているかということであるという理解でよろしいんですね。

○事務局 はい、そのとおりです。

○委員 例えば、置いてあるもの、皆さん違うので、例としてどうかわかりませんが、中小企業対策をやっていますと。これは極めて競争力を高められるような、大企業と共存共栄していける競争力を高めることができるような中小企業の育成をしましょうみたいな方針なんです、江東区の場合。中小企業対策の多くは、例えば借金したときの利子補給をしてあげるとか、中小企業の方が日常の営業の中で困らないような対策を打つというのも一方で必要であることは必要であるわけですね。そういうことをとても充実してやっているものを見たときに、ああ、よくやっているなというふうに思うんですが、それじゃ競争力なんかは一個も改善していないと、強化されていないと。なので、いいことをやっていればいいというものじゃないという評価をしているというんですかね。あくまでも目標となっていることに対してうまくいっているということに、ある意味、一定でのこだわった評価の姿勢を保っておかないと、ものすごく迷ってしまっていましたので、私自身。

余計なことかもしれませんが、反省を込めて、今年度も悩みながら皆さんと一緒にやらせていただきたいと思います。

○委員長 ただいまの提案はほんとうに極めて重要なことですね。評価というからには、評価のベンチマークがないと、何となくいいとか悪いとかいう茶飲み話になってしまうんですが、やはり何が目標であるかということをはっきりさせて、その目標がどの程度達成されたかということで評価せざるを得ない。今の中小企業の支援策で言えば、工場のおじさんが泣いて喜んでいましたというね。それはそれでいいんです。よくて、何となくほろっとするんだけど、そういう評価をするのではないということですよ。それは私も何でも評価をするときの難しさはそうです。何となく情にほだされる、やっぱり。悪いことをやっているということはないですからね、基本的に。しかし、それじゃ評価にはならんということなんでしょうな。それは実地にやっていくと、大体それに遭遇しますよね。まあ、いろいろご苦勞の多いこととは思いますが、よろしく願いいたします。

議事は終わりましたが、次回は、第1班が7月10日火曜日午後6時30分集合、7時開会、第2班が7月7日土曜日9時30分集合、10時開会、第3班が7月12日木曜日午後6時30分集合、

7時開会となりますので、どうぞよろしくお願いたします。

では、きょうはありがとうございました。

午後8時30分 閉会

— 了 —